

伊万里市園芸団地入植希望者・研修生募集！！【いちご】



応募要件

- ・農業に対する強い意志と意欲がある就農希望者や農業後継者で、佐賀県伊万里市に居住し、伊万里市園芸団地内で就農する方。
- ・研修先のトレーナー農家やいちご部会員、周辺農家等と協調して研修が出来る方。



伊万里市園芸団地について（市 HP）

研修内容

トレーナー農家実習・JA 伊万里いちご部会研修会等を通じ、以下の内容の研修を行います。

- 1) 基礎研修：生理生態、土壌、病虫害防除、品種特性、肥料農薬等の基礎知識
- 2) 栽培研修：ハウス内の温度や湿度管理、かん水、施肥、高設栽培、その他の管理
- 3) 出荷調整：収穫、選別、出荷方法等
- 4) 経営管理：収支シミュレーション、簿記、税務申告等の経営に必要な基礎知識
- 5) 就農準備：就農に必要な知識
- 6) 仲間づくり：地域、いちご部会員との交流

研修機関等

研修機関	JA 伊万里いちご部会
品 目	いちご
研修圃場	佐賀県伊万里市・有田町内のトレーナーの圃場 他
研修期間	令和7年4月1日～原則2年間
研修時間	350時間以上

働きながら、休日を活用した
研修が出来ます！

募集期間

令和6年5月1日～令和6年12月末日

募集枠

令和9年産のいちご栽培を伊万里市園芸団地で開始するために研修を受ける方、原則2経営体以内。
就農予定時（令和9年）に50歳未満。50歳以上は相談となります。

選考方法

伊万里市園芸団地運営協議会等による書類審査、体験実習、面接審査を経て決定します。

○体験実習

実際に「いちご」の作業を体験していただきます。期間は2日間と致します。
体験期間中の宿泊費および旅費等は申込者負担となります。

【体験実習及び面接】

日 時：令和7年2月3日～2月9日（いずれか協議会が定める2日間）

場 所：（体験実習）トレーナーの圃場
（面接）伊万里市役所

○面接

体験実習の最終日に面接を行います。

○決定通知

選考結果を2月末までに郵送にて通知いたします。



申込方法

青年農業者対策協議会が開催する就農相談会を受けた後に、応募申込書に必要事項を記載し、下記へ持参または郵送で提出してください。

（締切 令和6年12月末日）

【問い合わせ先】

伊万里市園芸団地運営協議会（伊万里市役所建設農林水産部農業振興課）

〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町1355-1

TEL：0955-23-2557 FAX：0955-23-2474

E-mail：nougyousinkou@city.imari.lg.jp

【募集要領】



伊万里市園芸団地入植希望者・研修生募集要領

伊万里市園芸団地運営協議会では、市内及び県内外の地域から就農希望者を広く募集します。

研修期間中は JA・行政など関係機関が連携し就農に向けた農業技術や農業経営等の研修を受け、研修後は伊万里市園芸団地内で農業経営を開始し、地域農業の担い手として農業を営む志のある人を募集します。

1 研修期間

農業研修生の研修期間は、令和 7 年 4 月 1 日から原則 2 年間とする。都合により、研修生とトレーナーの協議次第で開始時期を変更出来ることとする。

2 資格要件

- (1) 日本国籍を有し性別は問わない。研修開始日における満年齢が 18 歳以上、就農開始時（令和 9 年度）に概ね 50 歳未満である方。（就農開始時に 50 歳以上の場合は支援内容が変更となる）
- (2) 就農開始時（令和 9 年度）に伊万里市に住民登録を行い、農業施設のリース※期間以上伊万里市に居住し、農業に従事できる方。また、地域農業の担い手として農業を営む志がある方。
- (3) 本研修は、単なる体験農業ではなく、生業としての農業経営を目指すもので、農業技術や農業経営力等を身につけるための研修であることを十分理解し、農業研修、就農について家族の同意を得ている方。
- (4) 普通自動車免許証を所有し、一般的なパソコン操作ができる方。
- (5) 研修期間中における自身の生活に関する経費とは別に、就農のための準備金として概ね 300 万円以上の自己資金を有する方。
- (6) 市税の滞納がない方。
- (7) 県税の未納の税額がない方。
- (8) 研修開始までに研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入する方。

3 研修内容

農業実践研修、農業講座（講習会）、その他農業経営に関する各種研修会、地域活動等

4 募集枠

令和 9 年産のいちご栽培を伊万里市園芸団地で開始するために研修を受ける方、2 経営体以内。

5 研修費用および就農支援

- (1) 研修に関する費用については無料とし、賃金も発生しない。研修期間の傷害保険の手続きや費用は研修生で対応する。
- (2) 研修終了後の就農にあたり、施設設置および資金調達等について関係機関でサポートする。
- (3) 就農後、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業）」の申請を希望する場合は関係機関でサポートする。

6 研修時間

座学研修等を含み研修終了の令和9年3月末までに350時間以上とする。

7 研修の中止

研修生としてふさわしくない行為があった場合は研修を中止し、園芸団地入植も不可とする。また、自己都合による研修を中止する場合、伊万里市園芸団地運営協議会に辞退届を提出すること。

8 自己資金

就農時は、いちご栽培に関わる農業機械や小農具費、就農当初の生活費等が必要となるため、自己資金300万円程度を準備可能な方とする。また、研修期間中における自身の生活に関する経費については、研修生の負担とする。

9 募集期間

募集期間は、令和6年5月1日から令和6年12月末日までとする。募集人員に満たない場合は、再募集を行う場合もある。

10 応募方法および締切

青年農業者等対策協議会が開催する就農相談会で就農に関する相談・情報収集を行った後、農業研修申込書を伊万里市園芸団地運営協議会へ提出する。

農業研修申込書の受付期間は、令和6年12月末日までとする。（当日消印可）

11 選考審査および通知

伊万里市園芸団地運営協議会による書類審査、体験実習、面接審査を経て選考結果を本人に通知する。

※リース：就農時は佐賀県農業公社等が整備したハウスをリース契約して使用する予定です。